

## 議案第4号

### 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成31年3月14日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

附属機関として設置されていた東広島市生涯学習推進会議が廃止されることに伴い、生涯学習課の分掌事務の一部改正その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第17条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表学習総務係の項第3号中「及び生涯学習推進会議」を削る。

第8条第3項第7号及び第16条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新		旧	
<p>(生涯学習部の分掌事務) 第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 学習総務係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の総括事務に関すること。</li> <li>(2) 生涯学習の総合的な施策に関する企画及び調整に関すること。</li> <li>(3) 生涯学習推進本部に関すること。</li> <li>(4) 社会教育委員会議に関すること。</li> <li>(5) 生涯大学システムの総合調整及び運営協議会に関すること。</li> <li>(6) 生涯学習担当者会に関すること。</li> <li>(7) アザレア賞に関すること。</li> <li>(8) 後援に関すること。</li> <li>(9) 課の庶務に関すること。</li> </ol> <p>(略)</p> <p>(幹事課の設置等) 第8条 部における企画、調整、主要な事業の進行管理及び人事、予算、決算等の総括管理（以下「部の総括事務」という。）を行う課（以下「幹事課」という。）を部に置く。 2 各部の幹事課は、それぞれ次のとおりとする。</p>		<p>(生涯学習部の分掌事務) 第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 学習総務係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の総括事務に関すること。</li> <li>(2) 生涯学習の総合的な施策に関する企画及び調整に関すること。</li> <li>(3) 生涯学習推進本部及び生涯学習推進会議に関すること。</li> <li>(4) 社会教育委員会議に関すること。</li> <li>(5) 生涯大学システムの総合調整及び運営協議会に関すること。</li> <li>(6) 生涯学習担当者会に関すること。</li> <li>(7) アザレア賞に関すること。</li> <li>(8) 後援に関すること。</li> <li>(9) 課の庶務に関すること。</li> </ol> <p>(略)</p> <p>(幹事課の設置等) 第8条 部における企画、調整、主要な事業の進行管理及び人事、予算、決算等の総括管理（以下「部の総括事務」という。）を行う課（以下「幹事課」という。）を部に置く。 2 各部の幹事課は、それぞれ次のとおりとする。</p>	
部	幹事課	部	幹事課
学校教育部	教育総務課	学校教育部	教育総務課
生涯学習部	生涯学習課	生涯学習部	生涯学習課
<p>3 幹事課が行う部の総括事務は、おおむね次のとおりとし、幹事課に置く管理係においてこれを分掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部内行政の総合的な企画及び調整並びに部内の主要な事業の進行管理に関すること。</li> <li>(2) 部内の予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。</li> <li>(3) 部内の所掌事務に係る議案及び例規の総括に関すること。</li> <li>(4) 部内職員の配置計画及び部内人事に係る助言に関すること。</li> <li>(5) 部内職員の服務及び研修に関すること。</li> </ol>		<p>3 幹事課が行う部の総括事務は、おおむね次のとおりとし、幹事課に置く管理係においてこれを分掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部内行政の総合的な企画及び調整並びに部内の主要な事業の進行管理に関すること。</li> <li>(2) 部内の予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。</li> <li>(3) 部内の所掌事務に係る議案及び例規の総括に関すること。</li> <li>(4) 部内職員の配置計画及び部内人事に係る助言に関すること。</li> <li>(5) 部内職員の服務及び研修に関すること。</li> </ol>	

新		旧	
<p>(6) 他の部局との連携調整に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、部の庶務に関すること。 (略)</p> <p>(児童青少年センター) 第16条 児童青少年センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年の自主活動及び憩いの場の提供に関すること。</li> <li>(2) 青少年のための講座、研修会、講習会等の開催に関すること。</li> <li>(3) 青少年の非行の防止及び青少年を取り巻く環境の適正化に関すること。</li> <li>(4) 青少年に関する団体の活動の支援に関すること。</li> <li>(5) 児童の遊びの場及び児童の保護者に対する子育ての情報の提供に関すること。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業に関すること。</li> </ol>		<p>(6) 他の部局との連携調整に関すること。 (7) <u>その他</u>部の庶務に関すること。 (略)</p> <p>(児童青少年センター) 第16条 児童青少年センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年の自主活動及び憩いの場の提供に関すること。</li> <li>(2) 青少年のための講座、研修会、講習会等の開催に関すること。</li> <li>(3) 青少年の非行の防止及び青少年を取り巻く環境の適正化に関すること。</li> <li>(4) 青少年に関する団体の活動の支援に関すること。</li> <li>(5) 児童の遊びの場及び児童の保護者に対する子育ての情報の提供に関すること。</li> <li>(6) <u>その他</u>教育委員会が必要と認める事業に関すること。</li> </ol>	